

JAS
0033

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

アーモンドミルク

Almond Milk

2026 年 8 月 27 日 制定

農林水産省

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	1
5 表示	2

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第4条第1項に基づき、江崎グリコ株式会社から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を制定すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が制定した日本農林規格である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

アーモンドミルク

Almond Milk

1 適用範囲

この規格は、アーモンドミルクの品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

アーモンド

アーモンド (*Prunus dulcis*) の木の種子の殻を取り除いた仁（薄皮をむいたものを含む。）

注釈1 焙煎、粉碎等の加工をしたものを含む。ただし、水分以外の成分を除く加工をしたもの（アーモンドオイル等）を含まない。

3.2

アーモンド含有率

原料として使用したアーモンドの質量の製品の質量に対する割合

3.3

アーモンドミルク

次に掲げるもの

- a) アーモンドと水から製造した乳状の飲料であって、アーモンド含有率が2.0%以上のもの
- b) a)に、調味料、食用植物油脂、食物繊維、風味原料等（乳又は乳製品を除く。）を加えたものであって、アーモンド含有率が2.0%以上のもの

注釈1 調味料とは、食塩、砂糖類等、味を調えるために使用する原料

4 品質

アーモンドミルクの品質は、表1の品質基準に適合していなければならない。

表 1—アーモンドミルクの品質基準

区分	基準
性状	次による。 a) 固有の香味を有すること。 b) 異味異臭がないこと。 c) きょう雑物がないこと。
アーモンド含有率	次の式によって求めたアーモンド含有率^{a)}が2.0%以上であること。 $R = \frac{100 - M}{100 - 4.7} \times \frac{A}{B} \times 100$ ここで、 R : アーモンド含有率 (%) M : 原料に使用したアーモンドの水分 (g/100 g)^{b)} A : 原料に使用したアーモンドの質量 (g) B : 製品の質量 (g)
原材料	次による。 a) アーモンド（異味異臭がないこと。）を使用していること。 b) 乳又は乳製品を使用していないこと。
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192 3.2 の規定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法によって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあっては、この限りでない。 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。
注^{a)} アーモンド含有率は、原料に使用したアーモンドの水分を4.7 g/100 gに換算して算出する。なお、4.7 g/100 gは、原料に用いる一般的なアーモンドの水分であり、日本食品標準成分表（文部科学省科学技術・学術審議会資源調査分科会報告）における乾燥アーモンドの水分の値を用いている。 注^{b)} 原料に使用したアーモンドの水分は、常圧加熱乾燥法又は同等以上の方法によって求める。	

5 表示

“アーモンドミルク”と邦文又は英文で容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載しなければならない。ただし、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条に掲げる業務用加工食品については、送り状、納品書等又は規格書等に表示してよい。

また、乳又は乳製品と消費者に誤認を与えないよう、当該製品が乳又は乳製品ではないことの説明を容器包装の見やすい箇所に明瞭に記載しなければならない。

注記 乳又は乳製品ではないことの説明の例として、“牛乳や乳飲料ではありません”が挙げられる。

制定等の履歴

制 定 令和 8 年 8 月 27 日農林水産省告示第 1297 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 8 年 8 月 27 日農林水産省告示第 1297 号
令和 8 年 9 月 26 日から施行する。